



夏を見上げて

(データ)
カメラ：キャノンEOS5DマークII
レンズ：キャノンEF15mmF2.8
シャッタースピード：1/60
露出：14
感度：IOS100
撮影地：世羅高原

残暑お見舞い申し上げます

2026年 広島県保険医協会



理事長 長 谷 憲
他 役 員 一 同

●本号の主な内容

2面 主張「『異例』が続く国会運営の是正を求め
るー将来に禍根を残さないために、主権者は
国会監視を継続しよう」／新型コロナワクチ
ンに関する医科オンライン研究会開催／口
腔機能実地指導料の施設基準に関する歯
科研修会開催

3面 会員訪問／2026年6月の施設基準の届出
状況などについて

4面 光ディスク等請求に係る猶予届出について

5面 雇用問題等Q&A／原発よりも命の海を

新型コロナワクチンの安全性・有効性と救済制度の現状を学ぶ

医科オンライン研究会を開催



講師の神谷先生

7月16日(木)、協会は、神谷元先生(三重大学大学院医学系研究科公衆衛生・産業医学・実地疫学分野教授)を講師に迎え、医科オンライン研究会を開催しました。以下、講演の概要を掲載します。

新型コロナウイルス感染症については、感染者の10%から61%が中長期的な後遺症(Long COVID)を患っているとの論文データがある。脳の微細な構造変

化による認知障害や嗅覚障害などが確認されており、依然として未知の側面が多い。ワクチンの有効性については、オミクロン株以降は感染予防効果や持続性に限界はあるものの、入院や死亡を減らす重症化予防として一定の有効性が示されている。ただし、流行後に接種を行う日本のスケジュールや、未接種者の免疫獲得によって効果が見えにくくなっている点など、効果的な使用に関して今後に残された課題は多い。安全性については、血中のスパイクタンパク等が7、14日で全て対外に排出される、製造品質管理にお

いてはWHOが定める規制基準をクリアしていることが報告されている。ただし、ワクチン単体に過度に頼るのではなく、換気やマスク、手指衛生などの感染経路対策を重ねる質の高い防御策も不可欠である。コロナに限らず副反応のないワクチンは存在しないため、リスクを理解したうえで接種するか否かの判断が求められる。

健康被害救済制度については、諸外国の多くは因果関係が100%証明されることを求める傾向にあるが、日本は100%否定できない場合も救済の対象とする仕組みをとっている。

おり、受理件数14189件のうち9290件が認定されている(2025年9月時点)。今年度からは、予防接種の記録と副反応疑い報告、レセプトデータを連結させるデジタル化が進められる。

ワクチンを接種すべきか決めかねている人たちの判断に最も大きな影響を与えるのは医療従事者の言葉であるとの調査がある。SNSなどで誤った情報が拡散されやすい現代においては、医療従事者が副反応やデータの背景を正しく理解し、信頼できる情報提供を行うことが重要である。



講師の加藤先生

実践に役立つ口腔機能管理を学ぶ

口腔機能実地指導料の施設基準に関する研修会開催

7月26日(日)、加藤貴人先生(名古屋訪問在宅歯科院長)を講師に、口腔機能実地指導料の施設基準に関する研修会「基礎から学ぶ口腔機能管理」明日から実践の臨床アプローチ―歯科衛生士中心の寄り添う指導のポイントを開催しました。

2026年歯科診療報酬改定で「口腔機能実地指導料」(口指導、46点)が新設されました。算定するためには、口腔機能の発達不全症および口腔機能低下症の実地指導に係る研修を受講した歯科衛生士を1名以上配置し、施設基準を届出する必要があります。また口指導を算定できるのは、研修を受けた歯科衛生士が指導を行う場合です。

事前準備では、使い捨てチップ、舌圧用バルーンなど検査器具を事前に一つのトレーにセットすること、待合室や診療前の待ち時間を利用して、患者さん自身で問診票に記入してもらい、チェックタイム時間中のヒアリング時間をゼロにすること、患者さんがチェアに座る前に、すべての測定機器の電源を入れ、即時測定可能な状態に整えます。

講師は、「患者さんの生涯にわたる口腔機能の管理に向けて、早期の気づきと指導訓練の主役は歯科衛生士。患者さんの人生の伴走者となることができるよう努めてもらいたい」と話しました。

すでに口腔機能実地指導料の施設基準を届出している医療機関の再度の届出について

示さないまま審議を求めている。刑罰を伴う法案や重要な法案は、通例として、専門家の審議を経て、官僚が原案を策定する内閣提出法案として提出され、内閣法制局審査を経る。しかし国旗損壊処罰法も副都府法案も議員立法として提出され、「改正」健保法と同じく、国会審議で深めることなく運用に委ねる決定が繰り返されている。

「悲願」の消費税減税は先送り、対象を極端に狭めた給付付税額控除へすり替える。白紙委任を受けたかのように、選挙で一言もなかった法律が次々と成立する。選挙期間の熱気に惑わされることなく、国会監視を続けなければ将来に禍根を残すことになりかねない。

副都府法案の審議のため、特別国会の延長が決まった。わずか一日の衆参審議で補正予算が成立し、ほとんど例のない長期の特別国会など、高市政権のもとで異例の国会運営が続いている。

毎月を予定された党首討論は、5月と7月の2回のみ。首相出席の予算委員会集中審議は8回で29時間36分。石破前首相が90時間超(18回)、岸田氏は少なくとも60時間程度、菅氏は約54時間と、近年の首相と比して極端に少ない。中傷動画、暗号資産、経歴詐称と立て続けに疑惑追及を回避するためか、「極めて一方的に与党側が総理の出席を拒む」。その一方で、野党合意もないまま議員定数削減法案を審議入り、「職権」を連発した。目に余る逸脱に、法案提出者の野党までも

主張

「異例」が続く国会運営の是正を求めるー将来に禍根を残さないために、主権者は国会監視を継続しよう

位継承権を認める条文を入れ込み、与党主導の制度設計に変質したものを「立法院の総意」と公言。憲法第1条に「天皇の地位は日本国民の総意に基く」とあるにも関わらず、数多の世論調査の結果に反する「改正」案を、テレビやネッ

(なぜ法整備が必要かを示す客観的事実)は不明、「不快」の線引きも処罰対象も曖昧で、専門家からは欠陥法と指摘された。冒頭の副都府法案も、副都府の指定要件を「政令で定める」とし、人口規模や災害リスク、財政措置等、具体的基準を

会員訪問164

小林 高久 先生

小林歯科
(福山市)

―歯科医師を志した理由を教えてください―

母が歯科医師でしたので、患者さんを治療する母の姿をみて「将来自分も…」と言いたいところですが、実は高校生までは飛行機の操縦士になりたかったんですね。高校3年生になり、航空大学校に入学するため1次の学科試験、2次の身体検査を無事に合格して、3次の操縦適正試験を受けに宮崎市まで行きました。ところが大風で試験が延期となり、東京歯科大学の受験日が迫ってきました。どうしようかと父に電話で相談したところ、「あとを継いでほしい」と言われ、急遽宮崎から東京へ向かいました。大学に無事合格し現在に至りますが、今では歯科医師の道に進んで良かったと思っています。

―開業までの経緯を教えてください―

大学卒業後、東京都内の歯科医院勤務を経て、福山に戻り「小林歯科」を開院しました。最初は母

と二人三脚で仕事をしました。開業からもう40年が経ちました。

―40年の変化をどのように感じていますか―



雪山登山(大畝山)

新しい技術が保険導入されるなど、歯科の診療報酬が上がっていった時代もありましたね。現在は施設基準が多く設けられ、基準を満たさないと算定できない仕組みが目立ちます。技術の適正な評価よりも基準をクリアしないと評価されないことに「何か違うな」と感じているのは私だけではないと思います。技術料を抜本的に引き上げることが大事だと思いますし、そのために協会の運動は重要だと感じています。

―協会への期待、要望などを聞かせてください―

以前、協会の歯科幹事を務めていました。他の先生方と「歯科点数表の解釈」(青本)を読み合わせたり、議論する中で保険点数に対する考えが鍛

社長と車で出勤

えられました。

コロナ禍以降は集まって会議を行うことが減ってきていますが、「目は口ほどにものをいう」というように言葉だけでなく、参加者の表情や態度で相手の考えが把握できたり、こちらの考えを伝えることもできるため、オンラインだけでなく集合形式のセミナーもぜひ実施してほしいと思います。

―休日は何をして過ごしていますか―

友人に誘われて、数年前から登山をするようになって、いろんな山にチャレンジしています。大山や剣山、立山にも行きました。また地元の猟友会に加入して、イノシシなど有害鳥獣駆除のお手伝いをしています。水呑町周辺もよく被害に遭うので駆除の要請が絶えません。あとは「社長と遊ぶことですね。いつも一緒に出勤しています。

―ありがとうございます。いまし

施設基準の届出状況(2026.6.1時点)

施設基準の名称	医療機関数
電子的診療情報連携体制整備加算1	132
電子的診療情報連携体制整備加算2	676
電子的診療情報連携体制整備加算3	710
A207-5 電子的診療情報連携体制整備加算1(入院基本料等加算)	34
A207-5 電子的診療情報連携体制整備加算2(入院基本料等加算)	87
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	165
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5	1546
入院ベースアップ評価料	278
機能強化加算	588 (うち2026.6.1届出分は298)
地域包括診療加算	286 (うち2026.6.1届出分は53)
継続的に質上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準(入減免)	287
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算	719

施設基準の名称	医療機関数
電子的歯科診療情報連携体制整備加算1	303
電子的歯科診療情報連携体制整備加算2	596
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	140
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5	774
歯科技工所ベースアップ支援料	1096
口腔機能実地指導	508
特別管理加算	48

2026年度診療報酬改定 新設点数などの施設基準の届出状況

中国四国厚生局は、ホームページ上に「中国四国厚生局管内の届出受理医療機関名簿」(令和8年6月1日現在、7月7日作成)を公表しました。これにより、2026年度診療報酬改定で施設基準が新設された点数、

施設基準の変更で再届出が必要とされた点数などが6月1日時点の届出状況がわかりました。主なものを紹介します。

今回の改定で医療DX推進体制整備加算と医療情報取得加算が廃止され、電子的診療情報連携

施設基準の変更で再届出が必要とされた点数などが6月1日時点の届出状況がわかりました。主なものを紹介します。

今回の改定で医療DX推進体制整備加算と医療情報取得加算が廃止され、電子的診療情報連携

地域支援・外来医薬品供給対応体制加算の施設基準の届出にご活用ください
―長崎県保険医協会・特設ページ―

2026年度診療報酬改定で「地域支援・外来医薬品供給対応体制加算」が新設されました。院内処方を行っている、後発医薬品の使用割合の高い診療所が投薬を行った場合に1処方につき所定点数を加算できます(要施設基準)。長崎県保険医協会が特設ページを開設し、後発医薬品割合を自動で算出する専用ソフトを無料提供などしていますので、施設基準の届出にご活用ください。

2026年10月以降も光ディスク等での
保険請求を継続する場合

8月31日までに
猶予届出書・計画書の再提出を!!

2024年4月よりレセプトのオンライン請求が実質義務化されましたが、昨年度に猶予届出書を提出した医療機関は、2026年9月までは光ディスク等での保険請求を継続することができる経過措置が設けられています。

2026年10月以降も当該請求方法を継続する場合、**2026年8月31日**までに「医療機関等向け総合ポータルサイト」の届出フォームから再度届出を行う必要があります。

(届出方法)

「医療機関等向け総合ポータルサイト」から届出を行います。右記QRコードから届出を行うことができます。当該届出は1年更新制となっているため、光ディスクでの請求を継続する場合は、更新のたびに猶予届出及びオンライン請求への移行計画書の提出が必要となります。

社保情報

支払基金における審査の一般的な
取扱い(医科)

支払基金ホームページに掲載されている審査の一般的な取扱いを紹介します(第36回、37回)。全文は支払基金ホームページから閲覧可能です。ご確認ください。

【入院料等】

1. 自然気胸に対する救急医療管理加算1の算定について《2026年6月30日》
- 自然気胸に対するA205「1」救急医療管理加算1の算定については、入院時早期の手術又は胸腔ドレナージの施行がある場合は、原則として認められる。

【検査】

2. グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体(子宮頸管炎)の算定について《2026年6月30日》
- クラミジア子宮頸管炎に対するD012「45」グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体の算定は、クラミジア・トラコマチス抗原検出不能患者に実施した場合を除き、原則として認められない。

【手術】

3. 脊髄誘発電位測定等加算(腰椎)の算定について《2026年5月29日》
- 腰椎(L3以降)の手術においても、K930脊髄誘発電位測定等加算「1」脳、脊椎、脊髄、大動脈瘤又は食道の手術に用いた場合の算定は、原則として認められる。

4. 経皮的シャント拡張術・血栓除去術時における末梢血管用ステントセットの算定について《2026年6月30日》
- K616-4経皮的シャント拡張術・血栓除去術における末梢血管用ステントセットの算定については、原則として認められない。

支払基金QRコード



<https://tinyurl.com/27kwmctx>

医療機関等向け総合ポータルサイト

厚労省ホームページ



<https://tinyurl.com/yocrwd3y>



<https://tinyurl.com/yv2metkq>

※やむを得ない事情でポータルサイトからの届出が困難な
場合

紙媒体の猶予届出書(様式第1号 光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書兼オンライン請求への移行計画書)を提出することも可能です(提出期限:8月31日)。その場合、下記のいずれにも届出書の提出が必要です。猶予届出書(様式第1号)は、厚労省ホームページ(上記右のQRコード)からダウンロードできます。なお、猶予届出書が改正されていますので、新様式での提出が必要です。

社会保険診療報酬支払基金本部 〒105-0004 東京都港区新橋2丁目1番3号 社会保険診療報酬支払基金本部 事業統括部事業サポート課	広島県国民健康保険団体連合会 〒730-8503 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 広島県国民健康保険団体連合会
--	---

医科点数等 Q&A

(在宅医療・投薬)

Q1 第2部在宅医療第1節又は第2節の所定点数を算定し、在宅において患者が自己注射を行う薬剤について、保険薬局で保険調剤を受けさせるために、患者に院外処方箋を交付した場合に、F400処方箋料は算定できるのか。

A1 在宅時医学総合管理料等の、投薬の費用が所定点数に含まれている管理料等を算定する場合を除き、F400処方箋料を算定できます。ただし、注射器、注射針又はその両方のみを処方箋により投与することは認められません。

Q2 Q1に関連して、在宅において患者が自己注射を行う薬剤について院内処方を行った場合はF000調剤料、F100処方料、F200薬剤及びF500調剤技術基本料は算定できるか。

A2 当該薬剤のみを処方する場合は算定できません。当該薬剤の費用はC200薬剤により算定します。当該薬剤以外を併せて処方する場合は、それぞれF000調剤料、F100処方料、F200薬剤及びF500調剤技術基本料の算定要件を満たしたうえで算定可能です。

歯科点数等 Q&A

(処置)

Q1 歯周病継続支援治療(SPT)の重症化予防連携強化加算(重防)は、糖尿病の病態によって歯周病の重症化を引き起こすおそれのある患者さんに対して、「他の保険医療機関(歯科診療のみを行う保険医療機関を除く)」からの情報に基づきSPTを実施し、他の保険医療機関の主治の医師に治療した内容、今後の治療方針等について情報提供を行った場合に算定できるが、他の保険医療機関が同一医療法人の歯科保険医療機関の場合も算定できるか。

A1 「他の保険医療機関」に特に条件は明記されていないため、算定できると考えます。
※歯科点数表の解釈(2026年6月版、社会保険研究所、以下、青本)p296通知(10)

ご利用ください!(注文制)

保険診療便覧

会員の注文者には1冊を無料で送付しています。追加注文は有料(5,060円(税込))になります。

労災診療・交通事故診療の手引(2026年6月版)

会員の注文者には1冊を無料で送付します。追加注文は有料(1,500円(税込))になります。

日常診療・請求のご相談は
広島県保険医協会まで

会員医師・歯科医師限定(会員医療機関スタッフ含む)

お電話・FAXでも受け付けています。

TEL 082-262-5424 FAX 082-262-5427

質問フォーム



<https://x.gd/NZ9rr>

雇用問題等Q&A

面接・雇用から
採用・退職まで²¹⁹

2026(令和8)年10月1日から、パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが見直されます。今回の改正は、「同一労働同一賃金」の考え方をより浸透させ、非正規雇用労働者が安心して働ける環境を整備することが目的です。企業にとっては大幅な制度改正というよりも、「説明責任」と「情報提供」がこれまで以上に重要になる改正といえます。

今回の改正のポイントは大きく3つあります。

1つ目は、雇い入れ時の労働条件明示事項の追加です。パートタイム・有期雇用労働者を採用する際、従来の「昇給・賞与・退職手当の有無」「相談窓口」に加え、「正社員との待遇の違いについて説明を求めることができる」「旨を労働条件通知書などに明示しなければなりません」。

せん。待遇の違いがあれば、その理由について説明を受ける権利があります」ということを採用時にあらかじめ伝える義務が加わります。

2つ目は、同一労働同一賃金ガイドラインの見直しです。基本的な考え方は変わりませんが、最高裁判例などを踏まえて内容が整理・充実されました。賃金や各種手当、福利厚生などについて、正社員と異なる取扱いをする場合は、その違いが職務内容や責任、配置転換の範囲などに照らして合理的に説明できることが求められます。企業は客観的な根拠を持って説明できるよう準備しておく必要があります。

3つ目は、雇用管理に関する指針の見直しです。事業主には、正社員転換制度の内容や転換実績を分かりやすく周知すること、公正な人事評価を行うこと、教育訓練や能力開発の機会を確保することなどが、より重視されるようになります。単に制度を設けるだけではなく、職員が利用しやすい環境づくりが期待されています。

2026(令和8)年10月1日
施行パートタイム・有期雇用
労働者のルール変更について祝島島民の会を中国電力が訴えた
妨害予防請求訴訟控訴審はじまる
みんなの海を守ろう！
広島県保険医協会

7月14日、中国電力が上関原発の調査や工事を巡り祝島島民の会(以下、島民の会)を訴えた「妨害予防請求事件」の控訴審が広島高等裁判所で第1回口頭弁論が始まりました。当日は、傍聴席が支援者でいっぱいになりました。

第一審判決は、上関原発建設予定の海域で漁業を営む島民の会に対して、海上ボーリング調査を含む中国電力の公有水面に対する使用を妨害する一切の行為をしてはならないというものでし

た。中国電力は、海域での公有水面埋立権や占有権などがあり、この権利を行使して工事を妨害する者を排除できると主張。島民の会は、埋立権などを根拠に妨害予防請求権を導くことはできないと反論しています。仮に請求権があったとしても、埋め立て工事の見通しが立たないなかでは「権利の乱用だ」と批判します。控訴審で島民の会は、中国電力に妨害予防請求権の存在を肯定した原判決に誤りがあることを主張し、中国電力は、中国電力は一審の判決は正当だとして控訴の棄却を求めました。



報告集会では、弁護団が「第一審判決

は、中国電力に公有水面埋立権に基づく妨害予防請求権の存在を肯定したが、海上ボーリング調査の実施について一般海域占用許可を受けることが必要になる場合も考えられるとして、同許可が公有水面埋立権に基づく妨害予防請求の前提条件となるとも解されないとした。海上ボーリング調査の実施は一般海域占用許可を受けることが必要であるのに、中国電力



は許可を受けていないため、海上ボーリング調査を実施することはできないはず」と強調しました。木村力代表は、「一審判決は中国電力の言いなりの判決だった。今後一生懸命声をあげ、頑張っていく」と述べました。次回期日は、9月10日に広島高等裁判所で開かれる予定です。今後も島民の会の取り組みと裁判の動向を注視していきます。

原発よりも
命の海を

(187)

保団連
情報サービスのご案内

保険医協会会員限定サイトには、他の保険医協会等が開催する研究会のご案内(参加もできます)や全国保険医新聞等のアーカイブなどがギッシリ。ぜひ、ご登録ください。

登録はこちらから
会員ならどなたでも
無料で

PICK-UP

●9月5日(土)15:00~16:30(熊本県保険医協会)
「生に寄り添う、名もなき共鳴—医術と芸術のあわいに」
生嶋 順理 氏(東京造形大学学長)

●9月10日(木)18:00~19:30(三重県保険医協会)
「社会資源が多くない地域の連携」
澤田 弘一 氏(鏡野町国民健康保険上斎原歯科診療所所長)

その他にも様々なテーマの企画を掲載

ベースアップ評価料

中間報告書(実績報告)作成から提出まで

動画配信

長崎県保険医協会・茨城県保険医協会と共催で、ベースアップ評価料の中間報告書・実績報告書の対応を解説するセミナーを開催。広島県保険医協会会員の先生方は、動画で視聴いただけるよう、期間限定で配信します。

動画配信 8月6日~8月末(会員限定)

入会して動画視聴を！
TEL082-262-5424

2026年度歯科診療報酬改定Q & A (動画配信中)

新点数対策についてより踏み込んだQ & A動画を「広島県保険医協会ホームページ【歯科会員】」(要パスワード)で配信しています(9月30日まで)。動画視聴は、会員はじめ請求等に携わるスタッフの方にもご利用いただけます。点数改定や指導関連のご質問にも対応しておりますので、どうぞご利用ください。

保険医新聞では、会員の広告スペースとして、伝言板コーナーを用意しています。

テナント募集・求人募集・グループの研究会案内・中古医療機器の譲渡(無料分)など。

掲載の可否は機関会議事会で決定します。会員登録料は無料です。

伝言板

広島保険医新聞
投稿・ご意見フォーム

広島保険医新聞への投稿、新聞紙面へのご意見をお寄せください。写真や絵画など、作品の画像も募集しています。

https://tinyurl.com/27gfv9kq

広島県保険医協会
旧Twitter

@hokeni_info

ふらず法律

税務

労務

医院経営や記帳、相続税・贈与対策、雇用などの労務管理、その他法律上お困りの事など、なんでもお気軽にご相談ください。協会顧問の弁護士、税理士、社会保険労務士が対応します。お電話のご相談でもOKです。ご相談日時は、事前に協会にて調整しますので、まずはご希望の日時をお知らせください。（協会を通さず、各事務所へ直接相談された場合は有料となります）

☆助言者

恵木 尚 弁護士（恵木尚弁護士事務所）
広島市中区上幟町3-25-501
TEL082-227-7622

☆助言者

松野 和生 税理士（松野税理士事務所）
山口市黒川861-19
TEL083-976-8577

☆助言者

白鷺 克憲 社会保険労務士（白鷺社会保険労務士事務所）
広島市東区牛田新町2-4-15
TEL082-962-5302

無料・予約制（1人1時間）
ご希望の先生は協会まで
電話082・262・5424

口座振替のお知らせ
(8月予定)

8月17日(月)	会費 開業会員15,000円 勤務医12,000円(ただし7~9月分)
8月21日(金)	厚生会グループ保険 9月分保険料
8月26日(水)	保険医年金・休保制度 9月分保険料

■8月17日は会費(7~9月分)の引き去り日です。
口座残高にご注意下さい。

保険医休業保障共済保険給付状況
2026年6月度審査

休業給付金 受給者数	合計給付金額
6人	11,642,000円

休保制度
給付金の請求
加入のご希望
は
広島県保険医協会
TEL082-262-5424

●休業時にはまず第三者医師に受診ください。新型コロナでご休業の際も受診をお願いします。給付金請求には所定の医療証明書が必要となります。●ご自身が休業された際は（代診可）、すぐにご連絡ください。●診療形態や勤務先の変更、住所や弔慰受取人の変更なども、ご連絡ください。※ご変更内容によっては、加入限度口数が増える場合があります。

予防でいきいき歯とからだ
みんなの
健康キャンペーン

チラシは既にお送りしています。
ホームページからもダウンロードできますが、追加送付のご希望にも対応します。
ぜひご応募ください！！

しめきり
9月30日(水)

理事会だより

第25期
第15回
理事会

2026年7月14日
(火)、第25期第15回理事会を開催した。

【主な協会会議・行事等の報告】

- ・第25期第14回理事会の決定事項の確認。
- ・第50回定期総会の議事、決定事項の確認。記念講演会報告。
- ・協会行事、諸会議討議内容、報告事項の確認。
- ・保団連関係その他行事の参加報告。
- ・新聞発行、共済、組織現勢の報告。

【協議事項】

- ①当面の医療運動等について
 - ・国民皆保険空洞化防止に向けた運動として、「一部保険外療養」拡大への取り組みを討議。
 - ・物価等高騰対策緊急支援策について報告。
 - ・オンライン資格確認義務不存確認等請求訴訟の今後の取扱いについて報告、確認。マイナ保険証に関するシンポジウムについて、対応を討議。
- ②広報文化
 - ・広島県保険医新聞企画案を討議、決定。主張テーマを確認。
 - ・文化行事の進捗を確認。
- ③共済
 - ・休保制度給付金請求審査。
 - ・休保制度・保険医年金の普及結果を報告、確認。
- ④総務・財政
 - ・保団連医療研究フォーラム会員参加の受付について確認。
- ⑤行事・会議予定
 - ・行事企画日程等の確認。
- ⑥保団連等行事予定
 - ・各行事の日程、出席者等を確認。
- ⑦その他
 - ・他団体の活動、行事等の報告、協賛を決定。

平和・反戦のスタンディングデモに参加した。国会では皇室典範改正案が短い審議で可決された。世論調査で国民の反対も多く、直前に全国紙や地方紙も続々疑問の意見を論じたにもかかわらず、政府は強行し野党の一部を除き同調した。政府は、憲法の国民主権を無視し国民の総意を軽んずる方向へと歩み始めてはいないか？国の根幹である国民の生命や安全の保障についても、政治の動きに注視し、小さな声ではあるが上げていきたい。（ルー）

編集後記

平和・反戦のスタンディングデモに参加した。国会では皇室典範改正案が短い審議で可決された。世論調査で国民の反対も多く、直前に全国紙や地方紙も続々疑問の意見を論じたにもかかわらず、政府は強行し野党の一部を除き同調した。政府は、憲法の国民主権を無視し国民の総意を軽んずる方向へと歩み始めてはいないか？国の根幹である国民の生命や安全の保障についても、政治の動きに注視し、小さな声ではあるが上げていきたい。（ルー）

保険医のくらしをしっかりとサポート

秋受付開始

保険医厚生会グループ保険

スケールメリットを活かして
加入者還元度アップ！

割安な保険料で大きな保障

本人最高 6000 万、配偶者も 3000 万

毎年の決算剰余金を還元

2023 年度配当金 53.80%

2024 年度配当金 25.89%

更新受付 8 月 1 日～ 9 月 20 日
(加入日 2026 年 12 月 1 日)

保険医年金

積み立ても受取りも自由に設計！
安心と安定が魅力！

●加入 月払 1口 1万円
一時払 1口 50万円

●毎年の増額、急な減額(解約)に対応

●ご自身のタイミングで、年金でも、一時金でも受給を開始（満期は 80 歳）

後期受付
9月1日～10月25日
(1月加入分)

予定利率
1.225%

保険医休業保障共済保険

健康な時が加入のタイミング！

～ 9 月 14 日受付 / 12 月 1 日加入
～ 12 月 31 日受付 / 4 月 1 日加入

●最長 730 日の長期保障

●割安な掛金は満期まで上がりません。

●自宅療養でも、代診をおいても給付。

●豊富な給付金（傷病給付、長期療養、高度障害、弔慰金、脱退給付）。

●満期は 75 歳。

資料請求・お問合せは
広島県保険医協会 TEL082-262-5424

ここでご案内した内容は制度の概要です。制度の詳細内容はパンフレットでご確認ください。ご希望の方には、説明にもお伺いします。普及期間中は委託生保職員がご訪問してお勧めする場合があります。ご対応くださいますようお願いいたします。

ホームページアドレスは、広島県保険医協会

https://www.hiroshima-hokeni.net/

保険医厚生会

https://kousei-kai.net/